

1 平成30年度の児童相談所状況について

<全体状況>

児童相談所は児童福祉法第12条に基づき設置され、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な機関として、県所管内に5か所設置されています。

表1は、県所管の児童人口（18才未満）、「相談受付件数」（テレホン相談を除く）と、受付けた相談の主な内訳である「養護相談」（虐待以外）、「虐待相談」、「障害相談」、「非行相談」、「育成相談」の件数について5年間の推移を表したものです。

(表1) 児童人口、相談受付数と主な内訳

年度	所管児童人口*	相談受付数	養護相談(虐待以外)	虐待相談	障害相談	非行相談	育成相談
26	440,715	8,328	569	2,707	3,968	224	648
27	436,669	8,442	613	3,135	3,627	152	662
28	430,550	8,702	620	3,514	3,553	142	661
29	426,232	9,454	735	4,190	3,441	157	740
30	421,723	10,633	752	5,348	3,423	147	707

(*所管児童人口は神奈川県年齢別人口統計調査より)

所管の児童人口減少が続いている中、「相談受付数」は年々増え続けています。中でも「虐待相談」の増加傾向は著しく、最多件数を更新する状況が毎年続いています。ここ数年は12～19%の増加で推移してきましたが、30年度は前年度との比較で27.6%の増加(1,158件増)となり、5,348件に達しています。5年前(26年度)との比較ではほぼ2倍の件数となっています。

<児童相談所の体制及び専門性の強化>

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応受付件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっているという状況のもと、政府は、平成30年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定しました。平成28年4月に厚生労働省が策定した児童相談所の体制及び専門性の強化策を盛り込んだ児童相談所強化プランを更に進めるために、児童福祉司の配置基準を人口3万人に1人とするなど、より高い基準への見直しや、児童心理司の配置人数に関する基準の規定などが盛り込まれています。さらに平成31年3月には児童虐待防止対策の抜本的強化が決定されました。児童相談所・市町村、学校・教育委員会、警察など関係機関との連携強化がポイントの一つとして掲げられています。

このような状況の中、本県においても児童福祉司の増員や警察官や弁護士の配置などにより児童相談所の体制強化に努めてきました。児童福祉司の配置は段階的な増員の結果、この5年間で1.7倍となりました。しかし、新たに策定された児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、児童心理司の増員や一時保護の体制強化など、更なる課題が提示されています。

児童相談所の体制強化と併せて、専門性の強化も喫緊の課題です。このため新しく配置された職員が基本的知識や技法を習得するための新任職員研修から、中堅職員がスキルアップを目指すための実務研修まで、虐待対策支援課の事業として実施しています(P26)。これらの研修は現場での実践的なトレーニングと対をなす人材育成の根幹となるものです。

関係機関との連携を強化していく上でも児童相談所の体制及び専門性の強化は欠かせません。児童相談所は子どもの権利擁護の砦であるという普遍的な役割の自覚のもと、最善の利益を具現化すべく取り組んでいきます。